

令和7（2025）年度

入学者選抜募集要項



島根県立松江東高等学校

I 出願の基本的事項

1 求める生徒像

自分の持つ可能性を広げるために、様々な活動に挑戦する志をもつ生徒

2 実施する入学者選抜

(1) 特色入学者選抜 [特色選抜]

以下の(ア)(イ)を総称して特色選抜という。なお、(ア)と(イ)を同時に出願することはできない。

(ア)総合入学者選抜 [総合選抜]

(イ)スポーツ推進指定校入学者選抜 [スポーツ特別選抜]

(2) 一般入学者選抜 [一般選抜]

(3) 第2次募集入学者選抜 [第2次募集]

(1)及び(2)の選抜の結果、欠員が生じた場合に実施する。

3 応募資格

入学者選抜に応募することのできる者は、国公立高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。なお、各選抜の出願資格についてはそれぞれの選抜のページを参照すること。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

〈参考：学校教育法施行規則〉

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三 文部科学大臣の指定した者

四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 入学定員

200名

5 保護者が県内に居住する場合の出願

保護者が県内に居住する場合、次の(1)、(2)の場合は、それぞれの記載によるものとする。

(1) 保護者の居住地に応じて、<別表A> のとおり一般選抜及び第2次募集における合格者数を制限する。なお、転居等に伴う地域外制限の設定校・学科への出願前手続については、12ページを参照のこと。

<別表A>

保護者の居住地	選抜に関する制限
松江市	左欄に示す地域以外（以下「地域外」という。）からの出願である場合、その合格者は、20名以内とする。

(2) 県外の中学校等（中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校。以下「中学校等」という。）から出願する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）を入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して高等学校長に提出すること。

なお、一般選抜及び第2次募集において、保護者の居住地に応じて、(1)の制限を受ける。

6 保護者が県外に居住する場合の出願

保護者が県外に居住し、次の(1)又は(2)に該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）を入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して高等学校長に提出すること（「別表B」を参照）。

(1) 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由のある場合

なお、一般選抜及び第2次募集において、保護者の居住予定地に応じて、Iの5の(1)の制限を受ける。

(2) 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

身元引受人は原則として志願者の親族（祖父母、おじ、おば等）とする。ただし、高等学校長が認めた場合、親族以外を身元引受人とすることができる。

なお、一般選抜及び第2次募集において、身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて、Iの5の(1)の制限を受ける。

<別表B>

対 象	(1) 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由がある場合	(2) 県内に居住している確かな身元引受人のある場合
添付書類	<p>〈保護者の転勤等による転住の場合〉</p> <p>※次の①及び②を添付すること</p> <p>①保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料</p> <p>②島根県内の居住地が分かる資料</p> <p>〈保護者が既に県内に居住している場合〉</p> <p>①保護者の住民票</p>	<p>〈志願者の親族の場合〉</p> <p>※次の①～③を添付すること</p> <p>①身元引受人の承諾証明書（様式自由）</p> <p>②志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又はその他それを証明する資料（いずれも、様式自由）</p> <p>③身元引受人の住民票</p> <p>〈親族以外で高等学校長が認めた場合〉</p> <p>※添付書類については高等学校に問い合わせること</p>
提出期間	それぞれの選抜の出願期間	
提出先と提出方法	高等学校長に入学願書とともに提出	

7 身元引受人による出願者の合格者の上限

6の(2)による出願（身元引受人による出願）については、その合格者数を原則として4名以内とする。

8 複数校への出願

それぞれの選抜において、志願者は2校以上の公立高等学校に出願することはできない。

9 出願後の辞退

入学者選抜において、何らかの事由で受検又は志願を辞退する場合は、出身中学校等の校長は公立高等学校入学者選抜辞退届（以下「辞退届」という）（様式第15号）を提出する。詳細は16ページ又は20ページを参照する。

10 その他

- (1) 帰国・外国人生徒等の出願及び特別な配慮や支援を必要とする生徒の出願については、Ⅱ及びⅢに示す。
- (2) 提出書類を手書きで記入する場合は、黒又は青のペン（消せる筆記具は不可）とする。
- (3) 氏名が常用漢字以外の登録されていない漢字の場合、パソコン等による入力については変換できる常用漢字で代用し、環境依存文字（機種依存文字）や外字エディタ等で作成された漢字は用いないこと。なお、正式な漢字については入学願書の自署欄に手書きで記入すること。
- (4) パソコン等により作成した書類を提出する場合は、全てA4判とし、白色無地で破れにくい紙を使用すること。また、入学願書（様式1号）・（様式第1号-2）は両面印刷、それ以外の書類は片面印刷とし裏面には何も印刷しないこと（ただし、裏面に印刷物を添付することは可）。

Ⅱ 帰国・外国人生徒等の出願及び特別措置

海外から帰国する生徒又は海外から日本に移住する生徒等の出願については、まずは県教育委員会に問い合わせること。なお、帰国・外国人生徒等の出願及び特別措置の申請期限は、令和6年11月29日（金）必着とする。

Ⅲ 特別な配慮や支援を必要とする生徒の出願及び特別措置

障がい、事故、病気等の理由により、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づき中学校等で日常的に配慮や支援を受けており、特別な配慮や支援を必要とする志願者がいる場合、高等学校長と県教育委員会が協議の上、特別な措置を講じる。当該生徒の在籍及び出身の中学校等の校長は、原則として、令和6年11月29日（金）までに、高等学校長及び県教育委員会へ事前に連絡すること。なお、詳細については、県教育委員会に問い合わせること。

IV 総合入学者選抜（総合選抜）

1 実施学科

普通科

2 募集人員

80名

（出願の型は3つ（学力重視型・部活動重視型・チャレンジ型）あるが、選抜は1つの枠として一括して行う。）

3 出 願

(1) 出願資格

原則として、Iの3の(2)に定める応募資格のある者で、かつ、次の(ア)から(カ)の全てに該当する者とする。また別に、各型ごとに要件を定める。海外からの帰国生徒等の出願については、事前に出願許可を受けた者に限り出願できる。なお、スポーツ特別選抜と併せて出願することはできない。

- (ア) 当該学科を志望する動機や理由が明確で適切である者
- (イ) 当該学科に適性、興味及び関心を有する者
- (ウ) 合格内定した場合、入学の意思が確実である者
- (エ) 学習活動や部活動、地域活動（ボランティア活動など）等に、自分から積極的に取り組もうとする者
- (オ) いろいろな人と一緒に活動する中で、課題を見つけ解決策を考えようとする者
- (カ) 自分の進路について、ひたむきに考えようとする者

(2) 各型ごとの要件

<【学力重視型】には次の(キ)の要件を加える>

- (キ) 普通科高校で学ぶための基礎学力に秀でている者（国語、社会、数学、理科、英語の5教科全体の評定平均が概ね4.0以上（注））

<【部活動重視型】には次の(ク)と(ケ)の要件を加える>

- (ク) 普通科高校で学ぶための基礎学力がある者（全教科の評定平均が概ね3.0以上（注））
- (ケ) 中学校等在学中に、本校が指定する種目（男女バスケットボール、野球、サッカー、女子テニス、男女ローイング（ボート）、剣道）において、次の①～④のいずれかに該当する者
 - ① 部活動又は所属クラブでの実績が、団体で県ベスト8以上、又は個人で県ベスト16以上
 - ② 部活動又は所属クラブで中国大会、又はそれに準ずる大会以上に出場
 - ③ 部活動又は所属クラブで県の選抜メンバーに選ばれたことがある。
 - ④ ①～③の力を有すると判断できる者

<【チャレンジ型】には次の(コ)と(サ)の要件を加える>

- (コ) 学習活動、部活動、地域活動（ボランティア活動など）等に志を持って取り組める者
- (サ) 普通科高校で学ぶための基礎学力がある者（全教科の評定平均が概ね3.0以上（注））

(注) 要件の「評定平均」については、中学校等における第2学年と第3学年（3学期制の中学校等においては2学期まで、2学期制の中学校等においては前期まで）の評定値から算出するものとする。

(3) 出願期間

令和7年1月8日(水)から1月10日(金)17時までとする。

持込みの場合：3日間とも9時から17時まで

郵送の場合：1月14日(火)以降に届いたものについては、1月9日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。

(4) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に高等学校長に提出する。ただし、入学願書の提出は1人1校に限る。

(ア) 入学願書（様式第1号）

入学願書は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。なお、写真は無帽・無背景・正面、志願者を鮮明に識別できるものとし、原則として制服着用とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料2,200円

島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

(エ) 志望理由書（様式第2号）

志望理由書は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名は自署とする。

(オ) 活動等の実績及び資格取得等の証明書（様式第29号）

学力重視型とチャレンジ型で受検する者は、「5 選抜の具体的方法」に関わり、提出は任意とする。部活動重視型で受検する者は、出願資格の認定のため必ず提出すること。

様式第29号は、各自、本校管理サイトから印刷し、書類を作成すること。

(カ) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）及び添付書類

（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合のみ。詳細については、**2ページ**を参照）

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に高等学校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書（様式第4号）

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第5号）

(ウ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第17号）（総合選抜用）

(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

- (5) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願
保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等から出願する場合には、**2 ページ**を参照。
なお、提出書類及び出願期間等は、「令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に従うこと。

(6) 自己申告書の提出

- (ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合に、自己申告書（様式第16号）を提出することができる。自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。
- (イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を經由して、所定の出願期間内に高等学校長へ提出しなければならない。
なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に高等学校及び学科名、出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

4 選抜のための検査

(1) 検査方法

【学力重視型】個人面接、学力検査（島根県教育委員会作成）

【部活動重視型】個人面接、作文

【チャレンジ型】集団面接、学力検査（島根県教育委員会作成）

(2) 選抜の実施期日等

ア 実施期日

実施期日は令和7年1月22日（水）の1日とする。検査当日に受検生が用意すべき用具及び受検上の諸注意については、**21 ページ**を確認すること。

イ 実施時程及び教科とその配点

令和7年1月22日（水）

8:30～ 8:50 受付

8:50～ 9:15 諸注意など

9:20～10:20 作文または学力検査（国語、数学、英語。各教科の時間配分は定めない。各教科20点満点。
英語科における放送による問題は実施しない。）

10:30～ 個人面接、（個人面接終了後に）集団面接
（面接時間は、中学校長を通じて受検生に通知する。なお、各自の面接が終了するまで松江東高等学校の校舎外に出ることはできない。）

(3) 検査場

島根県立松江東高等学校

5 選抜の具体的方法

以下の(1)～(5)の選抜資料及び「志望理由書」の記載事項を考慮して多面的・総合的に評価して選抜する。

(＜別表C＞を参照)

- (1) 個人調査報告書 学習の記録及び特別活動の記録を利用する
 学力重視型においては、国語、社会、数学、理科、英語を重視する
- (2) 面接 評価の観点
 (ア) 本校を志望する動機や理由が明確で適切であり、意欲があるか。
 (イ) 本校の教育内容に適性及び興味関心を有しているか。
 (ウ) 合格した場合、本校が設置する体育系部活動に入部し、継続して取り組む意思が確実であるか。(部活動重視型のみ)
- (3) 作文 (部活動重視型で受検する者が該当)
 評価の観点
 (ア) 本校での高校生活に対する意欲を有し、具体的な展望を持っているか。
 (イ) 出題テーマに沿った内容を表現できているか。
 (ウ) 的確に表現する力と文章構成力が備わっているか。
- (4) 学力検査 (学力重視型とチャレンジ型で受検する者が該当)
- (5) 活動等の実績及び資格取得等の証明書
 学力重視型については、次の項目(ア)は(1)に加点する。
 チャレンジ型については、次の項目(ア)～(オ)のうち1つを、本人の申請によって(1)に加点することがある。
 [加点する項目]
 (ア) 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定 3級以上
 (イ) 自然科学や情報の分野における資格の取得や大会実績
 (ウ) 生徒会執行部や部活動の部長等の経験実績
 (エ) 地域・社会貢献活動の実績
 (オ) 部活動等の大会実績

<別表C>

選抜の資料・選抜検査						
	募集人員	書類等	面接	作文	学力検査	備考
【学力重視型】	80	○	○※1		○※2	※1 個人面接 ※2 教育委員会作成
【部活動重視型】		○	○※3	○		※3 個人面接
【チャレンジ型】		○	○※4		○※5	※4 集団面接 ※5 教育委員会作成

6 合格内定通知

合格内定の有無について、高等学校長から出身中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第6号）により通知する。また、合格が内定した受検者へは、高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第7号）により通知する。

以上の通知は、令和7年1月30日(木)10時以降に行う。ただし、郵送の場合は当日中に投函することとする。
また、合格発表は、令和7年3月14日(金)10時とする。

7 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 総合選抜による合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (3) 合格に係る通知・文書等を中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (4) 合格内定とならなかった場合は、総合選抜を受検した高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、総合選抜受検校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜又は第2次募集の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。（島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。）
- (5) 合格が内定した受検者には別途高等学校より課題を指示する。

V スポーツ推進指定校入学者選抜（スポーツ特別選抜）

1 実施学科及び指定競技

普通科

男子バスケットボール，男女アーチェリー，男女ローイング（ボート）

2 募集人員

12名（県外からの合格者数は，4名以内とする。）

3 出 願

(1) 出願資格

原則として，Iの3の(2)に定める応募資格のある者で，かつ，次の(ア)から(オ)の全てに該当する者とする。

なお，海外からの帰国生徒等の出願については，事前に出願許可を得た者に限り出願できる。

(ア) 当該学科を志望する動機や理由が明確で適切であること

(イ) 当該学科に適性，興味及び関心を有すること

(ウ) スポーツの各種大会で実績を有する又は部活動等で優れた資質や能力を有すること

(エ) 合格内定した場合，入学の意思が確実であること

(オ) 入学後も応募したスポーツの継続的な活動を希望すること

(2) 出願期間

令和7年1月8日(水)から1月10日(金)17時までとする。

持込みの場合；3日間とも9時から17時まで

郵送の場合；1月14日(火)以降に届いたものについては，1月9日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 出願手続

ア 志願者は，次に掲げるものを，出身中学校等の校長を経由して，所定の出願期間内に高等学校長に提出する。

ただし，出願は1人1校に限る。

(ア) 入学願書（様式第1号）

入学願書は，指示された場合を除き，黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが，志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。なお，写真は無帽・無背景・正面，志願者を鮮明に識別できるものとし，原則として制服着用とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料2,200円

島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし，消印をしてはならない。

(エ) 志望理由書（様式第2号）

志望理由書は，黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが，

志願者氏名は自署とする。

(オ) スポーツ活動実績証明書（様式第3号）及び添付書類

(カ) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）及び添付書類

（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合のみ。詳細については、**2ページ**を参照。）

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に高等学校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書（様式第4号）

(イ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第17号）（スポーツ特別選抜用）

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）

県外中学校等から出願する際は、(ウ)の電子データの提出は不要である。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等から出願する場合は、**2ページ**を参照。なお、提出書類及び出願期間等は、「令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に従うこと。

(5) 自己申告書の提出

(ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合に、自己申告書（様式第16号）を提出することができる。自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に高等学校長へ提出しなければならない。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に高等学校及び学科名、出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

4 選抜のための検査

(1) 検査方法

個人面接、作文

(2) 検査場

島根県立松江東高等学校

(3) 検査日時

実施期日は令和7年1月22日（水）の1日とする。

8:30～ 8:50 受 付

8:50～ 9:15 諸注意

9:20～10:20 作 文

10:30～ 個人面接

（面接時間は、中学校長を通じて受検生に通知する。なお、各自の面接が終了するまで松江東高等学校の校舎外に出ることはできない。）

5 選 抜

選抜は、提出された書類及び高等学校が行った選抜検査により、高等学校長が行う。

6 合格内定通知

合格内定の有無について、高等学校長から出身中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第6号）により通知する。また、合格が内定した受検者へは、高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第7号）により通知する。

以上の通知は、令和7年1月30日(木)10時以降に行う。ただし、郵送の場合は当日中に投函することとする。
また、合格発表は、令和7年3月14日(金)10時とする。

7 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) スポーツ特別選抜による合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (3) 合格に係る通知・文書等を中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (4) 合格内定とならなかった場合は、スポーツ特別選抜を受検した高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、スポーツ特別選抜受検校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜又は第2次募集の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。（島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。）
- (5) 合格が内定した受検者には別途高等学校より課題を指示する。

Ⅵ 一般入学者選抜（一般選抜）

1 募集定員

入学定員 200 名から、総合選抜・スポーツ特別選抜の合格内定者数を除いた数を一般選抜の募集定員とする。

2 出 願

(1) 出願資格

I の 3 に定める応募資格のある者とする。

なお、海外からの帰国生徒等の出願については、事前に出願許可を受けた者に限り出願できる。

(2) 出願期間

令和 7 年 2 月 3 日(月)から 2 月 6 日(木)12 時までとする。

持込みの場合：2 月 3 日(月)、2 月 4 日(火)、2 月 5 日(水)は 9 時から 17 時まで

2 月 6 日(木)は 9 時から 12 時まで

郵送の場合：2 月 6 日(木)12 時以降に届いたものについては、2 月 5 日(水)までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 転居等に伴う「地域外」制限の出願前手続

I の 5 の(1)の「別表 A」の「地域外」制限に出願する者のうち、保護者が県内に居住し、次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、出願に当たり所定の期間内に転居等に係る地域認定願（様式第 8 号）を高等学校長へ提出し、許可を受けることにより、地域内からの出願として扱いを受ける。

(ア) 保護者の居住地が出願する学校・学科の地域外にあり、転勤等による転居等の正当と認められる理由がある場合

(イ) 志願者本人が県内の他の地域に居住し、出願する学校・学科の地域内に居住する保護者との同居を予定している場合

なお、正当と認められる理由があるとして許可を得た者は、一般選抜における出願、志願変更による出願、及び第 2 次募集における出願のいずれにおいても、地域内としての扱いを受ける。

また、転居が県外からの場合は、I の 6 の手続を必要とする。

≪松江市内へ転居等をする場合の「転居等に係る地域認定願」の提出先等≫

保護者又は志願者本人が松江市以外に居住し、転居等に係る地域認定願（様式第 8 号）を提出する場合は、高等学校長へ提出する。提出先の許可を受けた場合、松江市に保護者の居住地がある者として扱いを受ける。

≪転居等に係る地域認定願（様式第 8 号）の提出手続≫

転居等に係る地域認定願（様式第 8 号）を、令和 7 年 1 月 23 日（木）から 1 月 30 日（木）17 時まで（必着）に高等学校長へ提出すること。志願変更も含めて、一般選抜以降（一般選抜、一般選抜の志願変更、第 2 次募集）のいずれかの出願で提出する可能性がある場合は、この期間内にあらかじめ提出すること。（様式第 8 号の写しを必ず保管しておくこと。）

添付書類が必要なので、詳細は高等学校に問い合わせること。

(4) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1号）

入学願書は、指示された場合を除き、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。また次の点に留意する。

①学力検査場について、隠岐郡から志願する場合は、特別措置（以下「検査場特措」という。）を願い出ることができる。検査場特措を願い出る場合は、入学願書（様式第1号）右部の受検票の検査場名（※印）欄に最寄りの検査場名を朱書すること。

②志願者氏名の記入については、氏名に常用漢字以外の漢字がある場合は、常用漢字で代替して記入する。ただし、自署欄には、手書きで正式な漢字で氏名を記入する。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。なお、写真は無帽・無背景・正面、志願者を鮮明に識別できるものとし、原則として制服着用とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料

学力検査料1,400円及び入学検定料800円、合計2,200円の島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

特色選抜で合格内定とならなかった場合は、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、特色選抜の受検校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。

(エ) 転居等に係る地域認定願（様式第8号）の写し

（正当と認められる理由があるとして松江市内からの出願としての扱いを受ける者で、転居等に係る地域認定願を松江東高等学校に提出していない者。）

(オ) 地域内居住確認届（様式第9号）

（保護者の居住地は地域内であるが、正当と認められる理由により、保護者の居住地がある地域外の中学校等（国立・私立を除く）を卒業（又は卒業見込み）の者。）

(カ) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）及び添付書類

（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合のみ。2ページを参照）

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書（様式第4号）

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第5号）

(ウ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第17号）（一般選抜用）

(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

(5) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住する場合、又は県外の中学校等から出願する場合は、2ページを参照。なお、提出書類及び出願期間等は、「令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に従うこと。

(6) 自己申告書の提出

(ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第16号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に高等学校長へ提出しなければならない。なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に高等学校及び学科名、出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

(7) その他

いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

3 出願状況の発表

上記2による出願者の状況を、令和7年2月7日(金)の10時に、県教育委員会のホームページで発表する。また、以下の志願変更後の出願者の状況を、2月19日(水)の14時に、同ホームページで発表する。

4 志願変更

上記2により出願をした者が希望する場合には、1回に限り、同一学校又は他の学校の課程、学科（部）に志願変更することができる。

ただし、第1志望が変わらない変更は認めない。

志願変更の受付期間及び手続き等は、次のとおりとする。ただし、隠岐郡から出願した者は、「令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」で定める手続きによる。

(1) 志願変更受付期間

ア 出願先高等学校への提出期間は令和7年2月10日(月)から2月13日(木)17時までとする。持込みによる提出のみとし、郵送による提出は認めない。

受付時間；3日間とも9時から17時まで

イ 志願変更先高等学校への提出期間は令和7年2月14日(金)から2月17日(月)17時までとする。ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

持込みの場合；2月14日(金)9時から2月17日(月)17時までとする

郵送の場合；2月17日(月)17時以降に届いたものについては、2月14日(金)までの消印があるもの限り受け付ける。なお、郵送の場合は、出身中学校等の校長から志願変更先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の志願変更受付期間内に出願先の高等学校長に提出する。

(ア) 入学志願変更届（様式第12号）

入学志願変更証明書（様式第12号-2）にも必要事項を記載し、切り取らずに提出する。

- (イ) 志願変更先高等学校の入学願書（様式第1号により志願変更先の高等学校で作成された様式）
書き方等は、2の(4)のアの(ア)及び(イ)に準ずる。（願書右部の「受検票」部分に写真をはりつける。）

イ 入学志願変更証明書を交付された者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間内に志願変更先の高等学校長に提出しなければならない。

- (ア) 出願先高等学校長から交付された入学志願変更証明書

- (イ) 志願変更先高等学校の入学願書

（上記アの(イ)より提出し、出願先高等学校で収入済みの収納印を受けたもの）

- (ウ) 転居等に係る地域認定願（様式第8号）の写し

（正当と認められる理由があるとして松江市内からの出願としての扱いを受ける者で、出願時とは異なる、松江市内の地域外制限の設定校・学科を志願する場合）

- (エ) その他、志願変更先高等学校への出願に必要なもの

「2 出願 (4)出願手続」に準ずる。ただし、以下の点に留意すること。

- ・受検料を再度納付する必要はない。
- ・所定の期間内に転居等に係る地域認定願（様式第8号）を提出していなかった者が、志願変更によりこの認定願を新たに提出することはできない。保護者の転勤等による転住に伴い、Iの5の(1)の「別表A」に定める地域の変更による志願変更が生じた場合には、16ページの「6 特別入学志願許可の取扱い」によること。

ウ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間内に志願変更先の高等学校長に提出する。

- (ア) 個人調査報告書（様式第4号）

- (イ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第17号）（志願変更用）（志願変更により新たに提出する者のみ記載し、提出する）

- (ウ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第5号）（当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出する）

- (エ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

エ その他

- (ア) 志願変更手続においていったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

- (イ) 学力検査場について、隠岐郡から志願する場合は、検査場特措を願い出ることができる。検査場特措を願い出る場合は、入学願書（様式第1号）右部の受検票の検査場名（※印）欄に最寄りの検査場名を朱書すること。

- (ウ) 中学校等を卒業後5年を超える者の出願、及び保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願については、アの手続きを出身中学校等の校長を経由せずに行うことができる。その場合、必要書類の提出は志願者又は法定代理人が行い、入学志願変更証明書の交付及び入学願書の返付を受ける。また、志願者の場合には身分を証明するものを、法定代理人の場合には身分を証明するもの及び志願者との関係を証する書類を提示する。ただし、この場合もイの手続きは出身中学校等の校長を経由して行い、また、出身中学校等の校長はウの手続きを行う。

- (エ) いったん入学志願変更届を提出した者は、志願変更を取りやめることはできない。また、所定の期間内に志願変更手続を完了しなかったときは、一般選抜を辞退したものとみなす。その場合、出身中学校等の校

長は、出願していた高等学校の校長へ辞退届（様式第 15 号）を提出する。

(3) その他

- ア 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願、自己申告書の提出については、2の(5)及び(6)に準ずる。
- イ 志願変更に係る書類等を出身中学校等の教員に直接交付又は返付する場合は、委任状（様式第 20 号）の提出を求める。

5 志願変更に係る特別措置

「令和 7 年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」で定める手続きによる。

6 特別入学志願許可の取扱い

「令和 7 年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」で定める手続きによる。

7 出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長は所定の期間内に高等学校長に辞退届（様式第 15 号）を提出すること。志願変更をした者が受検を辞退する場合には、志願変更先の高等学校長へ辞退届を提出すること。

受付期間；原則として、2月18日(火)から2月26日(水)までとする。

それ以降で判明した場合は、すみやかに提出すること。

8 学力検査

(1) 実施期日及び教科とその配点

実施期日は、令和 7 年 3 月 5 日(水)の 1 日とし、下記の教科を 1 教科 50 分として、一斉に実施する。

配点は、各教科とも 50 点満点とする。なお、学力検査当日に受検生が用意すべき用具及び受検上の諸注意については、**22 ページ**を確認すること。

令和 7 年 3 月 5 日(水)

受付	8:30～ 8:50
諸注意・入場	8:50～ 9:15
国語	9:20～10:10
数学	10:30～11:20
社会	11:40～12:30
昼食	
英語	13:20～14:10
理科	14:30～15:20

(2) 学力検査場

島根県立松江東高等学校（「検査場特措」を除く）

9 追 検 査

(1) 受検資格

一般入学者選抜検査（以下「本検査」という。）当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち、次の(ア)又は(イ)に該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査の一部でも受検した者は除く。

(ア) 学校保健安全法施行規則第 18 条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者

(イ) 本検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

上記(ア)、(イ)は、具体的には次の①～④等に相当する。

① 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症に罹患した者

② 本検査当日に、発熱・咳等の症状があり、追検査を希望する者

③ 本検査当日に、災害、不慮の事故等により、追検査を希望する者

④ 本検査当日に、月経随伴症状等の体調不良等により、追検査を希望する者

(2) 出願手続

出身中学校等の校長は、次の手続を行う。

(ア) 追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり、追検査の受検を希望する者がいる場合、ただちに高等学校長及び高等学校所管の教育委員会へ電話で連絡する。ただし、検査場特措を願い出た者については、学力検査場となった高等学校長にも連絡すること。

(イ) 出身中学校等の校長は、以下のものを、3月6日(木)10時までに高等学校長に提出する。ただし、検査場特措を願い出た場合は、学力検査場となった高等学校長にも提出すること。

・追検査受検願（様式第 27 号） 1 部

・証明書類（本検査当日の医師の診断書等を原則とする。） 1 部

・追検査受検者名簿（様式第 28 号） 3 部

なお、(1)の③、④等に該当し医師の診断書の提出が難しい場合は、代わりに、出身中学校等の校長が証明する「申告書」（別紙様式第 27 号-2）を提出すること。

(3) 実施期日及び検査内容

令和 7 年 3 月 11 日(火)の 1 日のみとし、学力検査の実施教科、実施順序及び検査時間は本検査と同じとする。

(4) 学力検査場

追検査の学力検査場は、島根県教育委員会が定める。

(5) 選抜方法

本検査の受検者と合わせ選抜する。

(6) その他

(ア) 追検査の受検料は徴収しない。

(イ) 追検査受検者は、本検査時に交付された受検票を受検会場に持参する。

(ウ) 「追検査受検者が準備すべき用具及び受検上の諸注意」、「学力検査実施上の留意事項」は本検査に準ずる。

(エ) その他詳細については、別途通知する。

10 合格発表前辞退

保護者の転勤等による転居等のやむを得ない理由で合格発表前に辞退する場合は、出身中学校等の校長は、原則として3月12日(水)12時までに、高等学校長に辞退届(様式第15号)を提出すること。その際、出身中学校長等の持込みによる提出を原則とするが、何らかの理由で郵送により提出する場合は、出身中学校等の校長から高等学校長へ電話にて一報を入れること。なお、合格発表前辞退者の第2次募集への出願は認めない。

11 合格発表

令和7年3月14日(金)10時に、本校管理サイトにおいて発表する。ただし、郵送の場合は当日中に投函する。また、当日、県教育委員会管理サイトにおいても発表する。

12 その他

- (1) 発表は、出身中学校等の校長を通じて本人に通知する。
- (2) 合格通知書は、一括して出身中学校等の校長あてに送付する。
- (3) 合否に関する電話での問い合わせには一切応じない。
- (4) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状(様式第20号)の提出を求める。
- (5) 合格者は、合格通知書とともに送付する入学意思通知書を、3月21日(金)17時までに提出すること。ただし、遠隔地の者は、入学意思を3月21日(金)17時までに出身中学校等の校長を経由して電話で通知した後、書類を送付してもよい。
- (6) 合格者が高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、高等学校長は合格を取り消すことがある。
- (7) 合格者は、3月25日(火)に松江東高等学校で行われる予定者会に保護者と共に参加すること。
- (8) 書類等のあて名は、『〒690-0823 松江市西川津町510番地 島根県立松江東高等学校長』とし、封筒表面に「入学者選抜関係書類在中」と朱書すること。
- (9) 入学に関する照会は、松江東高等学校の総務部にすること。電話(0852)27-3700

Ⅶ 第2次募集入学者選抜(第2次募集)

1 募集人員

令和7年度入学者選抜の合格発表の時点で欠員が生じた場合、欠員数を第2次募集の募集人員とする。

ただし、Iの5の(1)の「別表A」に掲げる地域外からの合格者については、それぞれの制限を超えないこととする。

第2次募集を行う学校及びその募集人員は、令和7年3月14日(金)10時に県教育委員会のホームページで公表する。

2 出 願

(1) 出願資格

Iの3に定める応募資格のある者のうち、以下の(ア)又は(イ)に該当する者を除くものとする。

(ア) 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

(イ) 令和7年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続をした者。

ただし、令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において出願した学校（志願変更をした場合には、志願変更後の学校）に再度出願することはできない。

また、一般選抜学力検査の結果を選抜資料として利用する学校へ出願する場合には、一般選抜学力検査を受検していること。

(2) 出願期間

令和7年3月17日(月)から3月18日(火)12時までとする。高等学校への持込みによる提出を原則とするが、隠岐郡から出願する場合等、何らかの理由で郵送により提出する場合は、出身中学校等の校長から高等学校長へ電話にて一報を入れること。ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1号-2）

入学願書は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。また次の点に留意する。

① 一般選抜を受検していない場合は、空欄とせず斜線を記す。

② 志願者氏名の記入については、氏名に常用漢字以外の漢字がある場合は、常用漢字で代替して記入する。

ただし、自署欄には、手書きで正式な漢字で氏名を記入する。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。

なお、写真は無帽・無背景・正面、志願者を鮮明に識別できるものとし、原則として制服着用とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 一般選抜の際に交付された学力検査料納付済証明書（一般選抜へ出願した者）

一般選抜へ出願した者は、その際に交付された学力検査料納付済証明書を入学願書裏面の所定欄にはりつける。（総合選抜、中高一貫特別選抜、スポーツ特別選抜のいずれかに出願し、一般選抜に出願していない者は、出願した際に交付された学力検査料納付済証明書をはりつける。）

(エ) 入学検定料 800円

島根県収入証紙を入学願書裏面の所定欄にはりつける。ただし、令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における他の選抜に出願していない者は、受検料2,200円分の島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

(オ) 転居等に係る地域認定願（様式第8号）の写し

（正当と認められる理由があるとして松江市内からの出願としての扱いを受ける者で、転居等に係る地域認定願を松江東高等学校に提出していない者。）

(カ) 地域内居住確認届（様式第9号）

（保護者の居住地は地域内であるが、特別な事情により、地域外の中学校等（国立・私立を除く）から出願する場合）

(キ) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第 10 号）

（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合のみ。2 ページを参照）

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に高等学校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書（様式第 4 号）

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第 5 号）

(ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第 17 号）（第 2 次募集用）

(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-R に保存したもの）

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住する場合、又は県外の中学校等から出願する場合は、2 ページを参照。

(5) 自己申告書の提出について

(ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が 30 日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第 16 号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、それぞれ黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間内に志願先の高等学校長へ提出する。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に高等学校及び学科名、出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入する。

3 出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長はすみやかに高等学校長に辞退届（様式第 15 号）を提出すること。

4 選抜のための検査

(1) 実施期日 令和 7 年 3 月 19 日(水)

(2) 実施場所 島根県立松江東高等学校

(3) 実施内容 提出された資料等により、検査に代える。

(4) その他 出願者の招集は行わない。

5 合格発表

令和 7 年 3 月 24 日(月)15 時とする。ただし、郵送の場合は当日中に投函する。また、当日県教育委員会管理サイトにおいても発表する。

6 その他

(1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び入学検定料又は受検料は返還しない。

(2) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第 20 号）の提出を求める。

(3) 合格者が高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、高等学校長は合格を取り消すことがある。

入学者選抜特色選抜検査当日における受検生が準備すべき用具及び受検上の諸注意

1 受検生が準備すべきもの

- (1) 受検票
- (2) 鉛筆又はシャープペンシル（和歌・格言等が印刷されていないもの）
- (3) 消しゴム
- (4) コンパス
- (5) 定規（三角定規もよい。ただし、分度器兼用のものは除く）
- (6) 上履き
- (7) 弁当（必要に応じて準備する）

なお、携帯電話その他の通信機器の各学力検査会場への持ち込みは禁止する。

2 受検上の注意事項

- (1) 検査開始時刻5分前に、定められた検査室に入って着席し、監督者の指示に従うこと。
- (2) 机の上には、上記1の(1)～(5)以外のものは置かないこと。ただし、体調が悪く、ハンカチ、ティッシュペーパーを使いたいときには、事前に受付教員又は監督者に許可を得てから置くこと。なお、その際は、文字等の印刷されていないものに限る。
- (3) マスク及び防寒着を着用する場合は、文字等の印刷されていないものを着用すること。
- (4) 検査開始の「始め」の合図があるまでは、問題用紙及び解答用紙を開かないこと。「始め」の合図があつたら、まず解答用紙に検査場名、受検番号を書くこと。
- (5) 受検生の間で、用具の貸し借りをしないこと。
- (6) 下敷き、分度器は持ち込まないこと。
- (7) 検査実施中はいっさい私語をしないこと。
- (8) 質問があるときは、手をあげて合図し、監督者に小声で質問すること。
- (9) 検査実施中に、トイレに行きたくなったときなどは、手をあげて合図し、監督者の指示に従うこと。
- (10) 検査開始から55分後に、終了5分前を知らせる合図があるので、答案を整理するうえの参考とすること。
- (11) 検査時間が終了したら、監督者の指示によって、解答用紙を机の上に裏返しにして退室すること。
なお、問題用紙は机の上に置いたまま退室すること。
- (12) 検査の途中で答案ができあがった者も、その時間が終了するまでは、退室しないこと。
- (13) 検査室内には時計がないので、計時機能だけの時計については検査室内に携帯できる。また、机の上に置いてよい。ただし、辞書・電卓・情報端末等の機能があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー及び大型のものは不可とする。

入学者選抜一般選抜学力検査当日における受検生が準備すべき用具及び受検上の諸注意

1 受検生が準備すべきもの

- (1) 受検票
- (2) 鉛筆又はシャープペンシル（和歌・格言等が印刷されていないもの）
- (3) 消しゴム
- (4) コンパス
- (5) 定規（三角定規もよい。ただし、分度器兼用のものは除く）
- (6) 上履き
- (7) 弁当

なお、携帯電話その他の通信機器の各学力検査会場への持ち込みは禁止する。

2 受検上の注意事項

- (1) 各教科の検査開始時刻5分前に、定められた検査室に入って着席し、監督者の指示に従うこと。
- (2) 机の上には、上記1の(1)～(5)以外のものは置かないこと。ただし、体調が悪く、ハンカチ、ティッシュペーパーを使いたいときには、事前に受付教員又は監督者に許可を得てから置くこと。なお、その際は、文字等の印刷されていないものに限る。
- (3) マスク及び防寒着を着用する場合は、文字等の印刷されていないものを着用すること。
- (4) 検査開始の「始め」の合図があるまでは、問題用紙及び解答用紙を開かないこと。「始め」の合図があったら、まず解答用紙に検査場名、受検番号を書くこと。
- (5) 受検生の間で、用具の貸し借りをしないこと。
- (6) 下敷き、分度器は持ち込まないこと。
- (7) 検査実施中はいっさい私語をしないこと。
- (8) 質問があるときは、手をあげて合図し、監督者に小声で質問すること。
- (9) 検査実施中に、トイレに行きたくなったときなどは、手をあげて合図し、監督者の指示に従うこと。
- (10) 各教科の検査開始から45分後に、終了5分前を知らせる合図があるので、答案を整理するうえの参考とすること。
- (11) その教科の検査時間が終了したら、監督者の指示によって、解答用紙を机の上に裏返しにして退室すること。なお、問題用紙は各自が持ち帰ること。
- (12) 検査の途中で答案ができあがった者も、その時間が終了するまでは、退室しないこと。
- (13) 英語科で一部放送による問題を実施する。難聴の受検生は特別措置願を提出したうえで、補聴器を使用することができる。
- (14) 検査室内には時計がないので、計時機能だけの時計については検査室内に携帯できる。また、机の上に置いてよい。ただし、辞書・電卓・情報端末等の機能があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー及び大型のものは不可とする。

3 「英語科」の検査について

他の教科と同様、検査開始の「始め」の合図とともに、問題用紙、解答用紙を開き、検査場名と受検番号を記入する。検査開始直後に放送による問題を実施する。放送による問題が始まるまで放送による問題の問題文を読んでも、他の問題に取り組んでもよい。

願書記入上の注意

おもて面

検査場特措を希望する者のみ朱書する

(様式第1号表面)

(島根県収入証紙をはりつけるところ)

50mm

72mm

受 検 票

受検者名	東 有(楽)
在学又は出身中学校等名	〇〇市立〇〇中学校
※ 検査場名	島根県立隠岐水産高等学校
※ 受検番号	
志願先高等学校名	島根県立松江東高等学校

受検者顔写真
(4×3cm)
無帽・無背景・正面
6か月以内に撮影したものに限り裏面に出身中学校等名・氏名を記入のこと

(この受検票は、受検中、必ず所持しなければならない)

常用漢字で記入する

入学願書

令和7年度

島根県立松江東高等学校

受付番号 ※

高等学校名・学科名	島根県立松江東高等学校 普通科	選抜方法	総合選抜(学力重視型) 総合選抜(部活動重視型) 総合選抜(チャレンジ型) スポーツ特選選抜 一般選抜	地域	(内)外
志望校	島根県立松江東高等学校 普通科	ふりがな	ひがし うらく	生年月日	平成 〇年 〇月 〇日 生
志願者氏名	東 有(楽)	郵便番号	〇〇-〇〇〇〇	現住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
在学又は出身中学校等名	〇〇市立〇〇中学校	氏名	東 誠	生年月日	平成 〇年 〇月 卒業(卒業見込)
保護者氏名	東 誠	現住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	私は出願資格を満たしており、貴校に入学したいので、受検料を添え、保護者と連名で出願します。	

令和 〇年 〇月 〇日

志願者氏名 (自署) 東 有(楽)

保護者氏名 (自署) 東 誠

島根県立松江東高等学校長 様

都道府県名から記入する

「同上」と記入しないこと

学力検査料納付済証明書

在学又は出身中学校等名	〇〇市立〇〇中学校
志願者氏名	東 有(楽) 様
生年月日	平成 〇年 〇月 〇日 生
現住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

学力検査料1,400円は納付済みであることを証明します。

島根県立松江東高等学校長

25mm

25mm

140mm

(注) 学力検査料納付済証明書は、特色選抜へ出願した者が、一般選抜に出願する場合又は一般選抜に出願した者が、第2次募集に出願する場合に必要となるので、大切に保管しておくこと。この証明書は原則として再交付しない。

うら面

正式な漢字で記入する

- (様式第1号裏面)
- ### 入学願書記入上の注意
- 1 入学願書は、志願者と保護者が連署すること。
 - 2 氏名の漢字が常用漢字以外の場合、変換できる常用漢字で代用し、自署欄には正式な漢字を手書きで記入すること。
 - 3 手書きの場合、黒又は青のペンで記入すること。ただし消せる筆記具は不可とする。
 - 4 現住所の欄は、都道府県名から記入すること。
 - 5 ※印は押印・記入しない。ただし、検査場について特別措置を願ひ出る者は、受検票の検査場名を朱書する。
 - 6 併記してある事項は、該当文字を○で囲む。
 - 7 願書は折らないこと。
 - 8 出願時には入学願書と受検票、学力検査料納付済証明書を切り離さないこと。
 - 9 受検時には、受検票と学力検査料納付済証明書を切り離し受検票を持参する。
 - 10 写真は裏面にのり又は両面テープ等をはり、はがれないように注意する。

島根県収入証紙のはり方について

- 1 志願者は、受検料2,200円分の収入証紙をはる。
- 2 収入証紙の枚数が多く、表面だけにはれない場合は裏面にはってもよい。

140mm

80mm

特色選抜へ出願した者が、一般選抜に出願する際は、この欄に特色選抜校から交付された学力検査料納付済証明書を貼りつけること。

常用漢字で記入する

整理票

受付番号	※
受検者氏名	東 有(楽)
出身中学校	〇〇市立〇〇中学校

- ### 整理票の記入上の注意
1. 文字はすべて楷書ではっきりと書くこと。
 2. ※印は記入しない。